

勝山市議会委員会傍聴規程（抜粋）

（傍聴ができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- （1） 銃器その他危険な物を持っている者
- （2） ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- （3） 酒気を帯びていると認められる者
- （4） その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1） 静粛にすること。
- （2） 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- （3） 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） その他委員会の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6） その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。